

(その1)



収 支 報 告 書

記載	繰越	検算	入力	公正
			✓	

令和 6 年 分

(ふりがな)

1 政治団体の名称

吉田ただとも総合後援会

2 主たる事務所の所在地

大分県大分市城崎町2丁目2-19

城崎法務ビル305号

3 代表者の氏名

吉田 忠智

4 会計責任者の氏名

佐藤 俊生

事務担当者の氏名

松井 千恵

(電話) 097 - 573 - 8527

(電話)

(電話)

政治団体の区分

- | | |
|---------------------------------|--|
| ☐ 政党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項 |
| ☐ 政党の支部 | の規定による政治団体 |
| ☐ 政治資金団体 | ☒ その他の政治団体 |
| | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- | | |
|---------------------------------------|------------|
| ☒ 有 | |
| ☐ 無 | |
| 公職の種類 | 参議院議員(候補者) |
| 資金管理団体 | |
| の届出をした | |
| 者の氏名 | 吉田 忠智 |

国会議員関係政治団体の区分

- | | |
|--|------------|
| ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 | |
| 第1号に係る国会議員関係政治団体 | |
| ☒ 政治資金規正法第19条の7第1項 | |
| 第2号に係る国会議員関係政治団体 | |
| 公職の候補者 | |
| の氏名 | 吉田 忠智 |
| 公職の種類 | 参議院議員(候補者) |

資金管理団体の指定の期間

令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の
指定・取消をした場合のみ記入

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政
治団体の指定・取消をした場合のみ記入

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

(単位：円)

収 入 総 額 -----	5,471,096
(前年からの繰越額) -----	3,737,830
(本年の収入額) -----	1,733,266
支 出 総 額 -----	1,777,088
翌年への繰越額 -----	3,694,008

(注) ・ 「(前年からの繰越額)」は前年の報告書を確認のうえ記載してください。

2 収入項目別金額の内訳

(単位：円)

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額 -----	820,000
員 数 -----	240

(注) ・ 「員数」は党費又は会費を納入した実人員を記載してください。

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	673,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	673,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	673,000	

(注) ・ 「(うち特定寄附)」は「個人からの寄附」の内書を記載してください。

・ 「(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)」は「小計」の内書を記載してください。

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額 (単位 : 円)	備 考
こ の 頁 の 小 計	0	
1 件 10 万 円 未 満 の も の	240,266	
合 計	240,266	

- (注) ・ 1 件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して「1件10万円未満のもの」欄に記載してください。
- ・ 「摘要」欄には収入の基因となった事実を「〇〇銀行預金利子」というように具体的に記載してください。
 - ・ 「備考」欄には年月日を記載してください。

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分	個人寄附	
寄 附 者 の 氏 名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所 (団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業(団体にあって は、代表者の氏名)	備 考
井 洋幸	3, 000	R6. 5. 15	大分市森町西4丁目14-1	会社員	
河野 健造	10, 000	R6. 5. 14	大分市城崎町1-5-27-602	無職	
志手 博	100, 000	R6. 5. 21	大分市岩田町3丁目21-5	無職	
立花 由基	10, 000	R6. 6. 18	臼杵市江無田53組	会社役員	
中野 昭義	10, 000	R6. 4. 15	大分市数戸北町3-3	無職	
仲道 浩治	10, 000	R6. 5. 28	大分市田中町3丁目15-23	無職	
南原 繁	300, 000	R6. 5. 16	大分市にじが丘3-9-5	医師	
野邊 靖基	30, 000	R6. 5. 21	大分市公園通り5丁目27-12	医師	
福島 進	20, 000	R6. 5. 28	東京都江東区南砂7-2-6-306	無職	
堀 智樹	10, 000	R6. 5. 27	大分市寒田南町1-3-14	会社役員	
堀 典義	100, 000	R6. 8. 15	杵築市八坂2470番地	市議会議員	
こ の 頁 の 小 計	603, 000				
そ の 他 の 寄 附	70, 000				
合 計	673, 000				

← 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間5万円以下のものを一括して計上してください。
← 同項目の記載が数ページにわたる場合は、最終ページにのみ記載してください。

- (注) ・ 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が年間5万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとにまとめて50音順に明細を記載してください。
・ 同一の者からの寄附で、明細を記載する場合は年月日順にまとめて記載してください。
・ 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉としてください。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載してください。
・ 個人からの寄附のうち、例えば、甲野太郎（資金管理団体の届出をした者）がする特定寄附については、「寄附者の氏名」欄に「㊦ 甲野太郎」と記載してください。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	137,000	
(2) 光 熱 水 費	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	231,194	
(4) 事 務 所 費	763,396	
小 計	1,131,590	
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	600,898	
(2) 選 挙 関 係 費		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	
ア 機関紙誌の発行事業費		
イ 宣 伝 事 業 費		
ウ 政治資金パーティー開催事業費		
エ そ の 他 の 事 業 費		
(4) 調 査 研 究 費	44,600	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	
小 計	645,498	
合 計	1,777,088	

(注) ・当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、項目ごとに金額を「備考」欄に記載してください。

この様式は経常経費用です。

(その14)

経常経費（人件費を除く）の支出があった資金管理団体及び国会議員関係政治団体のみ記載してください。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		備品・消耗品費	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備 考
事務所用パソコン用品代	11,114	R6.5.22	ケーズデンキ春日浦店	大分市王子北町3番55号	
印刷代	33,000	R6.11.6	春日印刷有限会社	大分市勢家町3丁目4番23号	
こ の 頁 の 小 計	44,114				
そ の 他 の 支 出	187,080				
合 計	231,194				

← 資金管理団体は1件当たり5万円未満の支出を一括して計上してください。
← 国会議員関係政治団体は1件当たり1万円以下の支出を一括して計上してください。
← 同項目の記載が数ページにわたる場合は、最終ページにのみ記載してください。

(注) ・資金管理団体は1件当たり5万円以上の支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。
・国会議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。
・「項目別区分欄」には項目別の区分を記載し、それぞれ別葉で記載してください。

この様式は経常経費用です。

(その14)

経常経費（人件費を除く）の支出があった資金管理団体及び国会議員関係政治団体のみ記載してください。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		事務所費	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備 考
監査報酬料	38,500	R6.2.9	赤川治之税理士事務所	大分市城崎町1丁目3番12号	
振込手数料負担分	30,000	R6.4.19	ゆうちょ銀行	東京都千代田区大手町2-3-1	振込受付票
NHK年間受信料	11,356	R6.6.26	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
事務所玄関プレート代	33,000	R6.11.28	(有)広告美術ヒメノ	大分市城崎町3丁目3-39	
敷金（3ヶ月分）	555,000	R6.12.25	平敷 悦子	大分市北下郡11組の3	
こ の 頁 の 小 計	667,856	資金管理団体は1件当たり5万円未満の支出を一括して計上してください。 国会議員関係政治団体は1件当たり1万円以下の支出を一括して計上してください。 同項目の記載が数ページにわたる場合は、最終ページにのみ記載してください。			
そ の 他 の 支 出	95,540				
合 計	763,396				

- (注) ・資金管理団体は1件当たり5万円以上の支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。
 ・国会議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。
 ・「項目別区分欄」には項目別の区分を記載し、それぞれ別葉で記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分	組織活動費（行事・会議費）	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あつては、主たる事務所の所在地)	備 考
会議室・弁当代	28,000	R6. 3. 22	大分県総合生協	大分市中央町4-1-32	
弁当代	16,200	R6. 5. 11	有限会社まるみや	大分市新川町2丁目1番3号	
会議室借上費	36,850	R6. 9. 9	一般社団法人 大分県労働福祉会館	大分市中央町4丁目2番5号	
弁当代	21,000	R6. 8. 25	有限会社まるみや	大分市新川町2丁目1番3号	
会議室借上費	13,200	R6. 11. 28	大分県総合生協	大分市中央町4-1-32	
会議室借上費	40,700	R6. 12. 24	大分県総合生協	大分市中央町4-1-32	
こ の 頁 の 小 計	155,950	← 国会議員関係政治団体は1件当たり1万円以下の支出を一括して計上してください。 ← それ以外の政治団体は1件当たり5万円未満の支出を一括して計上してください。 ↔ 同項目の記載が数ページにわたる場合は、最終ページにのみ記載してください。			
そ の 他 の 支 出	21,557				
合 計	177,507				

(注) ・国会議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。
 ・それ以外の政治団体は1件当たり5万円以上の支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分	組織活動費（旅費交通費）	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備 考
タクシーチケット代	10,950	R6.4.30	大分県タクシーチケット事業協同組合	大分市大津町3丁目4番13号	自動引落
タクシーチケット代	14,050	R6.5.31	大分県タクシーチケット事業協同組合	大分市大津町3丁目4番13号	自動引落
こ の 頁 の 小 計	25,000	← 国会議員関係政治団体は1件当たり1万円以下の支出を一括して計上してください。 ← それ以外の政治団体は1件当たり5万円未満の支出を一括して計上してください。 ↔ 同項目の記載が数ページにわたる場合は、最終ページにのみ記載してください。			
そ の 他 の 支 出	61,500				
合 計	86,500				

(注) ・国会議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。
 ・それ以外の政治団体は1件当たり5万円以上の支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分	組織活動費（渉外費）	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あつては、主たる事務所の所在地)	備 考
こ の 頁 の 小 計	0				
そ の 他 の 支 出	179,304				
合 計	179,304				

(注) ・ 国会議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。
 ・ それ以外の政治団体は1件当たり5万円以上の支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分	組織活動費（組織対策費）	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備 考
発送代	49,980	R6.5.10	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
食事代	16,110	R6.7.31	壺中の天地	大分市府内町3-7-27	
食事代	30,950	R6.8.8	菊水旅館	宇佐市法鏡寺95-4	
食事代	24,200	R6.8.26	壺中の天地	大分市府内町3-7-27	
こ の 頁 の 小 計	121,240	← 国会議員関係政治団体は1件当たり1万円以下の支出を一括して計上してください。 ← それ以外の政治団体は1件当たり5万円未満の支出を一括して計上してください。 ↔ 同項目の記載が数ページにわたる場合は、最終ページにのみ記載してください。			
そ の 他 の 支 出	36,347				
合 計	157,587				

(注) ・国会議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。
 ・それ以外の政治団体は1件当たり5万円以上の支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分	調査研究費（研究費）	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あっては、主たる事務所の所在地)	備 考
こ の 頁 の 小 計	0				
そ の 他 の 支 出	44,600				
合 計	44,600				

← 国会議員関係政治団体は1件当たり1万円以下の支出を一括して計上してください。
 ← それ以外の政治団体は1件当たり5万円未満の支出を一括して計上してください。
 ⇨ 同項目の記載が数ページにわたる場合は、最終ページにのみ記載してください。

(注) ・国会議員関係政治団体は1件当たり1万円を超える支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。
 ・それ以外の政治団体は1件当たり5万円以上の支出について、その明細を「支出の目的」欄等に記載し、領収書等の写しを添付してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ① 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 2 月 19 日

政治団体の名称 吉田ただとも総合後援会

会計責任者の氏名 阪 藤 俊 生

(代表者は、解散した年の収支報告書にのみ記載)

代 表 者 の 氏 名 _____

(備 考)

- ・「会計責任者の氏名」欄に、会計責任者本人の署名又は記入押印がない場合、会計責任者本人が提出する場合は本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合は当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出が必要となります。
- ・「代表者の氏名」欄は、解散した場合のみ記載してください。（署名又は記入押印等が必要です。）
- ・ 国会議員関係政治団体は政治資金監査報告書の添付が必要です。

政治資金監査報告書

吉田ただとも総合後援会
代表 吉田 忠智 殿

令和 7 年 2 月 19 日

登録政治資金監査人

赤川 治之



印登録番号 第 2127 号

研修完了年月日 平成 27 年 2 月 6 日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、吉田ただとも総合後援会の令和6年1月1日から令和6年12月31日までの法第12条第1項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、吉田ただとも総合後援会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

吉田ただとも総合後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、吉田ただとも総合後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。